

令和5年5月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

**「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」及び「避難所におけるマスク着用等の考え方について」について**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府政策統括官等から発出されました通知2件に関し、日本医師会より連絡がありましたので情報提供いたします。

本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、これまで各種通知等が発出されてきており、5月8日以降は基本的対処方針等が廃止されるとともに、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされています。

また、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は求められなくなるため、隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に終了され、濃厚接触者についても一般に保健所から特定されることなく、感染症法に基づく外出自粛も求められないこととなります。

今般の通知は、上記を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」にて、位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症患者の避難方法及び避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等が示されたことを知らせるものです。特に自宅療養者の被災に備え、都道府県及び市町村の関係部局が連携し、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくとの従来の取扱いが求められなくなることとなりますので、今後の新型インフルエンザ等感染症発生時の災害対策の計画及び実施にあたって留意するよう記されています。

また上記に先立ち、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」が発出されています。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要  
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)